

## 川口市結核対策委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川口市の児童生徒の結核対策を推進するため、川口市結核対策委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学校における結核検診の実施状況・結果の把握を検討すること。
- (2) 精密検査対象児童生徒の管理方針を検討すること。(精密検査や経過観察の指示等に関する専門的事項)
- (3) 患者発生時に保健所に協力し対策を検討すること。
- (4) その他児童生徒の結核対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 当該医師会代表
  - (2) 学校医代表
  - (3) 学校長代表（小学校、中学校）及び幼稚園代表
  - (4) 養護教諭代表（小学校、中学校、高等学校）
  - (5) 当該保健所長及び保健所の結核担当の職員
  - (6) 結核の専門家
  - (7) 本市の地域保健職員
  - (8) その他学校保健関係者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。但し、緊急の議事があるときはこの限りではない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(会議録)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 表決における賛否の数
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

(専門部会)

第7条 委員会のもとに学校医等の医師による専門部会を設ける。専門部会は第2条第2号の事項について委員会に代わって検討し、決定することができる。但し、決定事項は委員会に報告しなくてはならない。

- 2 専門部会に、会長を置く。
- 3 会長は、会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 4 会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

(幹事及び書記)

第8条 委員会に幹事及び書記若干名を置く。

- 2 幹事及び書記は、学校保健課の職員のうちから教育長が指名する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 書記は、委員会の事務に従事する。

(関係者の出席)

第9条 委員会、専門部会は必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会、専門部会の庶務は、学校保健課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会、専門部会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。